

## 序——科学がもたらす事故への対応と科学者の責務

昨年末に行われた第47回衆議院選挙は、集団的自衛権をめぐる憲法解釈あるいは原発再稼働の是非等を争点とする政権選択の選挙というよりは、現政権の掲げた、デフレ脱却のための経済政策である「アベノミクス」—ただし、実際は「消費税10%導入の先送り」に矮小化されたが—に対する信任投票の様相を呈していたように思われる。大義名分なき選挙とも評されたように、投票率（小選挙区）は戦後最低（52.66%）であったが、あにはからんや（というより予想を超えてというべきか）、選挙結果は、与党（自民党、公明党）の占める議席割合が過去最高（68.42%）を記録するものとなった。こと投票率からするかぎり、問題山積の昨今のわが国の状況を目前にしながらも投票所に足を運ばない有権者がかくも多数いることは、「政治不信」あるいは「野党に力がないから」の一言では片付けられない、有権者自身に対して問われるべき課題であるといえよう。しかし他方、選挙から約2週間後の新聞報道によれば、復興庁の集計として、東日本大震災での岩手、宮城、福島3県からの県外避難者（ピーク時の2012年3月時点で計約7万3千人）が、震災後3年9ヶ月を経過した昨年末に至っても、計約5万4千人もいる（つまり、いまだ4分の3が帰県できていない）とされている（朝日新聞2014年12月30日朝刊）。今回の選挙費用（最高裁判所裁判官の国民審査の分を含む）として630億円もの大金が準備されたというが、今なお不自由な生活を強いられている上記被災者のことを思うとき、また、被災者への損害賠償、除染および廃炉が遅々として進まない現状をみると、今回の選挙について、大義名分がないのみならず「税金の無駄遣い」であったと酷評されることに対して、はたしてどのような反論が成り立ちえようか。

この東日本大震災とりわけ福島原発の被災者への損害賠償に関する貴重な文

献である、遠藤典子氏（東京大学政策ビジョン研究センター客員研究員、専門はエネルギー政策）の著書『原子力損害賠償制度の研究 東京電力福島原発事故からの考察』（2013、岩波書店）が第14回大佛次郎論壇賞を受けた。本書は、「原子力施設で大規模な事故が発生した場合、その損害の賠償をだれが負担すべきか」および「当該事故が引き起こした社会的混乱をいかに収拾し、終局的事態を回避すべきか」という二つの課題に対する日本政府の対応を考察の目的とするものであり、「原発事業者の無限責任+国の裁量的援助」という特異性をもったわが国の原子力損害賠償法の制定過程、および、「3.11」を契機に同法の不備を埋めかつ賠償のための緊急の仕組みとしての「原子力損害賠償支援機構」の設立に係わった政策担当者等の関係者82名に対する（2年間に亘る）聞き取りという手法を用いつつ、「法的な整合性があり経済的にも合理的で、政治的なリアリズムも踏まえた賠償の仕組み」が構築されるべきことを提言する。著者は、本書の中で、「本論は、行政学・公共政策研究の領域において、東京電力福島第一原子力発電所の大事故を対象とした、重大事故における危機管理の事例研究」であり、「公共政策・行政学研究におけるこれまでの学説に挑むような理論的貢献を第一とするものではない」と述べるが、本書を通じての分析とそれに基づく指摘・提言は、こと原子力政策にとどまらず、広く原子力損害賠償制度の在り方全体に関わるものであって、損害賠償法を専攻する民法学者等にとっても必読の文献といえよう。

もう一つ、「科学と社会の関係」について警鐘を鳴らし、「科学者の文化的・倫理的成熟の必要性」を説く文献が昨秋刊行された。池内了氏（名古屋大学名誉教授、宇宙物理学専攻）の手になる『科学・技術と現代社会（上・下）』（2014、みすず書房）である。本書は、序章とそれに続く全IV部（全15章）から成るが、その論点は、科学・技術・社会の関係、科学と技術の歴史、科学者倫理、さらには、核エネルギー問題、地球環境問題、生命技術、情報化社会問題等々、多岐にわたる。その中心は（自然）科学論であり、専門領域を異にする者にとって本書を読破するのは容易なことではなかろう。とはいえ、「序章

原発事故をめぐって」(序章とはいえ、75頁にも及ぶ)、および「第三部 科学と科学者倫理」を一読したにすぎないものの、とくに「科学者の三つの責任(倫理責任、説明責任、社会的責任)」に関する著者の叙述部分からは一その外連味のない筆致にも引き込まれながら一、学ぶこと、教えられるところが大きい。本書は、社会科学を専攻する者にとっても一読に値する研究書であり、かつ啓蒙書であるといえよう。

さて、当研究所紀要の刊行は、本号の『刑事法の諸問題Ⅸ』をもって第40号を数えるに至った。ご多用にもかかわらず寄稿頂いた日高義博所員をはじめ、杉山博亮、稲垣悠一、岡田好史各所員および柴田守客員所員に対して、厚く御礼を申し述べたい。

また、2011年以降当研究所の事業計画に掲げつつも実施には及ばなかった「学生と市民のための公開講座」が、昨年末から本年1月にかけて、漸く実施の運びとなった。その公開講座は、「法律学と政治学の最前線」というタイトルのもと、全3回にわたって開催された。個別テーマおよびパネラーは、第1回(2014年11月29日)は、「国家とは何か、国境とは何か—国際法と国際政治から考える—」(森川幸一所員、妹尾哲志所員)、第2回(同12月20日)は、「日本警察の今昔—身の上相談から監視カメラまで—」(白藤博行所員、宮地忠彦所員)、第3回(2015年1月10日)は、「古典から学ぶ法制史—『聖書』と『論語』—」(小川浩三所員、鈴木秀光所員)、である。上記6名の所員の皆さんからは、年末年始の慌ただしい中、しかも当研究所からの急なお願いにもかかわらず、快くパネラーをお引き受け頂くことができた。当研究所の広報・宣伝の不十分さから受講者が少なかったことをお詫びしつつ、深く感謝する次第である。

2015年1月

法学研究所所長 田口文夫